

私立学校における不適正な会計処理に係る対応

対象受検機関：教育庁 私学課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項（意見）															
<p>1 平成26年度に発生した不適正な会計処理の経過                      平成26年度にA学校法人（以下「A法人」という。）において、生徒から徴収した模擬試験・検定試験の受験料や教材費等が、学校法人会計上預り金として計上されず、残金についても精算処理することなく、長期間にわたってその一部が塾関係者への渉外費や、保護者会OB会を通じて前校長の個人口座に支払われていたことが判明した。                      問題発覚後、A法人は第三者委員会を設置して事実関係を調査し、「調査報告書」を公表している。また、A法人は上記の「調査報告書」を踏まえて、平成27年5月31日に大阪府に対して「法人としての今後の対応を記載した報告書」を提出している。                      なお、保護者OB会から個人名義の口座へ移動された資金については、全額が返還されている。また、本事業関係者の一人は、自身が渉外費等に消費したとして相当額をA法人に返金しているが、現在詳細は、検察当局において捜査中である。</p> <p>2 問題発生 の 要因                      「法人としての今後の対応を記載した報告書」等によると、今回の問題が発生した要因として、以下の点をあげている。                      ・前校長らによる内部統制無視と特定の担当者による共謀があった点                      ・経理規程は昭和47年の制定以来改定が行われず、「実務要領」や「マニュアル」等も整備されていない点                      ・当事者に対するチェック、牽制機能等の内部統制が機能していなかった点                      ・慢性的な人員不足から、総務部門と会計部門の職務分担がなされず相互の牽制機能が働いていなかった点                      ・教職員の法令遵守に対する意識が乏しく、経理規程や事務決裁規程等の遵守に対する認識が欠如していた点                      ・A法人本部と中学校・高等学校間とのコミュニケーションが不足していた点                      ・中学校・高等学校の内部統制の整備・運用に対してA法人本部の関与が薄かった点 等</p> <p>3 「私立学校会計等現地検査」の概要                      私学・大学課では、私立学校において補助事業が適正に実施されるとともに、私立学校の経営の健全性を高めるために、小・中・高等学校・中等教育学校を設置する学校法人に対して、私立学校法・私立学校振興助成法・大阪府補助金交付規則等に基づき「私立学校会計等現地検査」を実施している。</p> <table border="1" data-bbox="243 1409 1665 1640"> <thead> <tr> <th>検査時期</th> <th>検査項目</th> <th>検査対象</th> <th>検査体制</th> <th>検査時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏の検査 7～9月</td> <td>府補助金全般 会計処理 管理運営</td> <td>全学校法人（83法人183校）。 概ね3年に1回実施している（年間約60校から70校）。</td> <td>原則2名。ただし、必要に応じて増員する。</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>冬の検査 12～3月</td> <td>国庫補助金 （施設・設備整備分）</td> <td>当該年度に補助金交付した学校法人</td> <td></td> <td>1校あたり 約2時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>現地調査に当たっては、各学校法人に対して事前調査書の作成・提出を依頼している。事前調査書では補助金の交付状況、寄附行為や規程等の整備状況、理事会の開催状況等についての記載を求めている。</p>	検査時期	検査項目	検査対象	検査体制	検査時間	夏の検査 7～9月	府補助金全般 会計処理 管理運営	全学校法人（83法人183校）。 概ね3年に1回実施している（年間約60校から70校）。	原則2名。ただし、必要に応じて増員する。	終日	冬の検査 12～3月	国庫補助金 （施設・設備整備分）	当該年度に補助金交付した学校法人		1校あたり 約2時間	<p>私学・大学課では、今回の事案に対する再発防止策として、「預り金等の会計処理に係るチェックシート」を全ての学校法人に送付し、自己点検を求めているが、点検結果の提出までは求めている。                      また、私学・大学課が実施している現地検査では、事前調査書を用いて規程等の整備状況を確認しているが、学校法人内部の会計事務を特定の個人に委ねることなく、複数の者により相互チェックを行う体制（相互牽制機能）の有無については事前調査書の確認対象となっていない。</p>	<p>学校法人に対して、「預り金等の会計処理に係るチェックシート」による自己点検結果の提出を求めるとともに、当該シート及び事前調査書に理事長や校長といった責任者の確認署名を求めることなどを検討されたい。                      また、事前調査書において、規程等の整備状況を確認するだけでなく、学校法人内部の相互牽制機能の有無について確認することなどを検討されたい。                      さらに、現地検査の対象となっていない学校法人に対しても、学校法人内部の相互牽制機能に関する事項も含め、確認項目を検討のうえ、毎年提出を求めるなど、効果的かつ効率的な監督方法について、検討されたい。</p>
検査時期	検査項目	検査対象	検査体制	検査時間													
夏の検査 7～9月	府補助金全般 会計処理 管理運営	全学校法人（83法人183校）。 概ね3年に1回実施している（年間約60校から70校）。	原則2名。ただし、必要に応じて増員する。	終日													
冬の検査 12～3月	国庫補助金 （施設・設備整備分）	当該年度に補助金交付した学校法人		1校あたり 約2時間													

<p>4 私学・大学課の対応</p> <p>私学・大学課では、今回の事案を受けて、各学校法人に対して、平成27年4月23日付で「預り金等の会計処理に係るチェックシート」を送付し、会計処理の内容について自己点検を促すとともに、会計監査人と相談しながら適切に対処するように求めている。</p> <p>また、私学団体の諸会議でも、理事長や校長等に対して、「当該チェックシートを参考に、今一度、会計処理を確認するよう」注意喚起を行っている。</p>		
<p><b>措置の内容</b></p>		
<p>各学校法人の会計処理については、平成27年10月1日付けで預り金等の会計処理に係るチェックシート等による自己点検を行うよう依頼し、その結果について理事長等各学校法人の責任者が署名を付したものを、府に提出させた。</p> <p>また、平成28年度の私立学校会計等現地検査においては、学校法人内部の相互牽制機能の有無の項目を追加した事前調査書を検査対象法人に作成させ、検査当日、職員が当該調査書をもとに証拠書類の確認や聞き取りを行った。さらに、当該年度に検査対象となっていない法人についても、当該調査書の作成を平成28年5月31日付けで依頼し、毎年度の提出が義務付けられている財務計算に関する書類を受理する際に当該調査書の内容に関しヒアリングを行った。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年8月5日、事務局：平成27年6月18日から同年7月9日まで）